

## 学校法人 日本芸術学園 ハラスメントガイドライン

このガイドラインは、学校法人 日本芸術学園における、ハラスメントを防止し、学生生徒一人ひとり、教職員、講師等、本学園に関わる全ての方の人権が尊重され、誰もが気持ち良く、安心できる修学・就労環境を築くために、認識（留意）すべき事項等をまとめたものです。

### 1. ガイドラインの対象

本ガイドラインは、本学園の全ての学生・生徒、教職員、講師等に適用されます。

### 2. ハラスメントの定義

セクシャルハラスメントは、学校や職場において、本ガイドラインが適用される全ての者の意に反する「性的な言動」により、それを拒否したことで不利益を受けたり、教育環境や職場環境が害されたりすることです。（厚生労働省 都道府県労働局雇用均等室 資料参考）

パワーハラスメントとは、学校や職場において行われる、①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③教育環境や職場環境が害されるものであり、①から③までの3つの要素を全て満たすものをいいます。

（厚生労働省 あかるい職場応援団 資料参考）

マタニティハラスメントとは、職場において行われる上司・同僚からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業、介護休業等の利用に関する言動）により、妊娠・出産した「女性労働者」や、育児休業・介護休業等を申出・取得した「男女労働者」の就業環境が害されることをいいます。

（厚生労働省 あかるい職場応援団 資料参考）

アカデミック・ハラスメントとは、研究教育に関わる優位な力関係のもとで行われる理不尽な行為をいいます。

（アカデミック・ハラスメントをなくすネットワーク（NAAH）資料参照）

### 3. 相談・苦情の申し立て

学生・生徒、教職員、講師等がハラスメントを受けた、もしくは見かけた場合は、担任を始めとした教職員や、カウンセラーが最初の相談窓口となり、

その後各関係部署への報告や必要な調査を校舎ごとに行い解決を図ります。

その際には、関係者のプライバシーを尊重し秘密を厳守します。さらに正当な対応をした学生・生徒、教職員、講師等に対し、そのことをもって、学園側が不利益な取扱をすることはありません。

### 4. ハラスメント防止のための啓発活動

本学園は、快適な学園生活や教育環境、職場環境を阻害するハラスメントの予防・根絶のため、その発生原因や背景・実情・問題点の解明を深め、教育・研修等を通じ、啓発に努めます。

(2023年4月1日付)